

令和3年度における小松市発注工事の前払金の特例措置について

令和3年4月9日

小松市総合政策部管財総務課

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第61号）が公布・施行され、地方公共団体発注工事に係る前払金の支払い範囲が拡大され、令和3年度においても引き続き取扱いが継続されたことを受け、本市発注工事の前金払の特例措置に係る取扱いについて、下記のとおり定めました。

※中間前金払及び測量・設計等コンサルタント業務委託に関する前金払については本特例措置の適用対象外です。

・特例措置の内容

現場管理費（労働災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に前払金100分の25までを充てることができるものとします。

・特例措置の適用対象

特例措置の適用対象となる前払金は、平成28年4月1日から令和4年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事（債務負担行為に係るものを含む）に係る前払金で、令和4年3月31日までに払出しが行われるものとします。

既に請負契約を締結している工事についても対象とします。ただし、受注者が前払金の全てを使用している等により当該請負契約を変更する必要がない場合は、この特例を適用しない（契約変更しない）ことも可能です。

・特例措置の適用に係る契約約款の変更点

小松市建設工事標準請負契約約款第36条を次のように改めます。

（前払金の使用等）

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

ただし、平成28年4月1日から令和4年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和4年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

・特例措置の適用にかかる手続き

令和3年4月1日以降に契約するものは、特例措置に対応した契約約款を添付します。

平成28年4月1日から令和3年3月31日までに契約済みのもので、特例措置の適用を希望する場合は、変更契約を締結する必要がありますので、小松市役所管財総務課（工事契約担当）まで申し出てください。